

川越都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路中3・3・1号川越志木線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・3・1	川越志木線	川島町大字正直字宮町	川越市大字今泉字西河原	川越市大字小仙波字坂下	約14,730m	地表式	4車線	23.5m	JR川越線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路川越環状線、外環状線、南古谷駅前通り線と立体交差 幹線街路と平面交差9箇所	
	3・5・22	伊草戸守線	川島町大字伊草字上宿並	川島町大字戸守字荒神前	川島町大字中山字一楽	約4,830m	地表式	2車線	15m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・3・1号川越志木線は、川越都市計画区域内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、4車線での整備が完了しています。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

本路線は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性も見込まれないことから、一部区域を削除するものです。

また、川島町の川島インターチェンジ南側地区において、産業立地需要の高まりに対応するため、土地区画整理事業を実施する予定です。この事業に伴い、本路線の一部区域を変更するものです。

併せて、車線数を4と定めるものです。

3・5・22号伊草戸守線は、川島町内の市街地を南北に縦断する主要幹線街路であり、一部区間について2車線での整備が完了しています。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

当該区間は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性も見込まれないことから、一部区域を削除するものです。